

租税に関する訴訟の補佐人制度

慶應義塾大学大学院

平成 29 年度慶應義塾大学大学院の「租税に関する補佐人制度」大学院等特設講座のご案内をいたします。

《講座について》

1. 講座（科目）概要（予定）

- （1）租税権利救済法特殊講義Ⅰ・Ⅱ 租税訴訟の理論と実務〔2単位 春・秋学期〕

（共同担当：吉村 典久 氏(法学部教授)、野本 昌城 氏(講師)、蔵重 有紀 氏(講師)）

租税紛争の法的解決をなしうる能力を修復しうるよう①行政事件訴訟（民事訴訟法を含む）の理論、②租税訴訟に係る法廷実務（陳述および尋問方法）、③租税判例研究などを教授し、模擬裁判による演習を実施する。

- （2）租税手続法特殊講義 行政手続、不服申立てと国税通則法〔2単位 春学期〕

（担当：安田 博延 氏(講師)）

行政不服審査法、行政事件訴訟法および国税通則法の関係、国税不服審判所の役割を理解し、審査請求事案、租税訴訟事案等に関する実践的理解、実務対応力を醸成する。

2. 履修期間

履修期間は、春学期（4月～7月）及び秋学期（9月～1月）とします。

3. 授業時間

週1回土曜日の午後に行うことを原則とします(春学期14回、秋学期14回を予定)。
ただし、大学院の都合で変更となることがあります。

4. 修了要件等

特設講座を修了するには、学期中に行われる試験、レポート等による試験等の結果及び出席日数（履修科目取得の最も重要な要件となります）を加味した総合評価により、合格とされます。修了者には大学院から所定の修了証書が授与されます。

《申込について》

1. 対象者

会員のうち、本会会長が推薦した者としします。推薦は本会の審査により決定します。
また、既に慶應義塾大学大学院で修了された会員も、再受講できます。

2. 申込方法

受講希望者は、本会事務局にお電話ください (TEL 048-643-1661 担当：業務課・研修担当)。申込書をお送りいたしますので、必要事項を記入し、本会にFAXか郵送で送信してください。

なお、希望者多数の場合は抽選を行い、推薦候補者を決定いたします。

※申込後の推薦辞退は原則として認められませんのでご了承の上、お申し込みください。

3. 提出期限 平成29年1月13日（金）（必着）

【提出先】 関東信越税理士会業務課・研修担当 FAX 048-643-1475

4. 定員数 5名（関東信越税理士会からの推薦枠）

5. 通学地 慶應義塾大学大学院（三田キャンパス） 東京都港区三田 2-15-45 （ JR 田町駅から徒歩 8 分、地下鉄三田駅から徒歩 7 分）

6. 諸費用

（審査料） （登録料） （受講料）

18,000 円 + 80,000 円 + 34,000 円 × 6 単位 = 302,000 円

※金額に変更があった場合は、変更後の金額を納付願います。